

「大間の判決適用不当」

志賀差し止め訴訟で原告主張

石川、富山両県の住民らが北陸電力志賀原発1、2号機（石川県志賀町）の運転差し止めを求めた訴訟の口頭弁論が二十二日、金沢地裁であった。大間原発（青森県大間町）の建設差し止めなどの請求を棄却した昨年三月の函館地裁判決を受けて地裁が双方の意見を聞くため十二月ぶりに開廷した。原告は函館地裁判決を「不当」と主張し、北陸電力は「妥当」とした上申書を提出した。

函館地裁判決は「重大事故が発生する具体的な危険性を直ちに認めるのは困難」として、北海道函館市の市民団体が求めた大間原発の建設差し止めなどの請求を棄却。金沢地裁は、この枠組みを志賀原発訴訟に適用するかについて意見を求める文書を双方に送った。住民側は準備書面で、大

2019
4.23
日

間原発が建設中であると指摘し適用は不当と主張。弁論では、原告団の岡崎真一さん（モ）＝金沢市＝が「行政に追従することなく自らの真摯な判断に基づいて早期に運転を差し止めてほしい」と早期結審を求めた。弁論後、北陸電力の担当者らは取材に「原子力規制委員会の適合性審査の進展を踏まえて、引き続き審理を継続すべきだ」と話した。次の口頭弁論は八月一日。

2019
4.23
日

運転差し止め 地裁で審理継続

志賀原発訴訟

北陸電力志賀原発の運転差し止め訴訟の第27回口頭弁論が22日、金沢地裁であった。原告の住民側は改めて早期結審を求めたが、加島滋人裁判長は「現時点で議論が熟しているとは言えない」と審理

継続の考えを示した。審理は1年1カ月ぶり。前回の口頭弁論で住民側は、加島裁判長が「原子力規制委員会の調査経過を注視するのが相当」と述べたことについて「行政判断を待つ」と言っているに等しく、裁判所の責任を放棄している」と裁判官3人の交代を求めると、住民側と北陸電の

が、後に却下された。原告の代理人弁護士によると、地裁は昨年12月、Jパワー（電源開発）が建設している大間原発（青森県大間町）に関し、市民団体などの建設差し止め請求を却下した函館地裁判決（昨年3月）を志賀原発訴訟にも適用することの当否について、住民側と北陸電の

双方に文書で意見を求めたという。この日の口頭弁論では、原告団事務局の岡崎真一さん（70）＝金沢市＝が意見陳述し、2号機が停止したままとなっている志賀原発でも、新規制基準適合に向けた安全対策工事などに膨大なコストがかかっているなどと主張した。

次回期日は8月1日。【石川将来】

2019.4.23
原告「早期結審を」
1年ぶりに弁論再開

石川、富山県の住民らが志賀原発1、2号機の運転差し止めを北陸電力に求めた訴訟の第27回口頭弁論が22日、金沢地裁で開かれた。約1年1カ月ぶりに再開した弁論で原告側は「これ以上審理を先延ばしにする必要はない」と、改めて早期結審を求めた。

志賀原発を巡っては1号機の原子炉建屋直下に活断層があるとした原子力規制委員会が識者調査団の評価書が確定。北電が反論し、規制委の審査で議論が続い

ている。前回の弁論で加島滋人裁判長は規制委の判断を待つ方針を示した。

加島裁判長は再開に当たり、規制委の審査中を理由に「具体的危険性を認めるのは困難」として大間原発（青森県）の建設差し止め請求を棄却した。昨年の函館地裁判決の判断を志賀原発訴訟に適用することの是非を双方に照会した。

原告側は「建設中の大間原発とでは状況が異なり、判断を適用することは不当だ」と主張。北電側は判決は妥当で、規制委の審査を待つ審理を尽くすべきとの見解を示した。次回弁論は8月1日に開かれる。